

も大分取り上げられておりますけれども、それがこの裁判ではほとんど問題になっておりました。事実、取り調べもほとんどそこに費やされております。

この手紙についてどういうことがあるかということですが、例えば彼はこういうことを言っております。「犬がかわいい犬に出会った」というようなことを彼は言っております。これは、被害者からしてみれば、もうとんでもない言葉でして、私もその立場だったら、絶対許せないと思うと思います。しかし、彼は、今回の犯罪心理鑑定、そしてまた精神鑑定の中にもありますけれども、およそ他人の立場に立って物事を考えるだけの精神的な発達にはなっていないわけです。そして、彼は運命的に被害者と出会ったということを言いたいがために、犬が犬と、かわいい小犬に出会ったというような表現をしていると。だから、彼なりに自分の思っていることを言っているわけですが、それを表現する能力がまずない。そして、彼はいろんな知識を身につけておりますけれども、その知識は、ほとんど理解されているとは思えない。ですから、その言葉がひとり歩きしてしまって、今回我々は、この手紙というのは、相手の手紙に応じて彼は書いているだけですので、「わなにはまった」というふうに我々は考えております。実際、検察庁はこの事実を知っていたらというふうに考えております。

*当時の弁護人の活動について

【村上】 それで、その後上告審になったわけですが、通常、我々弁護士は、死刑か無期かといった場合に、なかなか死刑か無期かの基準がわかりませんが、この当時、同じ機会に2人を殺害した場合——今、我々弁護団の言っている主張は殺害じゃありませんけれども、この当時、例えば殺害、殺人2件、同じ機会に殺害した場合、そのときに計画的な殺害ではない場合は、基本的に死刑にはなりません。当時は無期でした。そして、当時の弁護人も、これは事実を争っていないということで非難されている向きもあります。しかし、私としたら、当時の弁護人は1人または2人でやっているわけですが、そして事実を、被告人から事実を引き出すというのはまた大変だと思うんですね。我々も彼から話を聞き出すのは大変なんですけれども、やはり精神鑑定、そして心理鑑定、つまり少年法に、50条で、9条を援用した規定ですが、専門家の力、つまり専門家の知見を参考にしながら刑事裁判をやらなくちゃいけませんよという形で書かれているかと思えます。ですから、こういうような重大事件

を起こしたこの子供の問題点を把握しながら、大人が自白調書を取らなくちゃいけないし、弁護もやっていかにかいかんし、そして聞き取りもしていかなくちゃいけないということなんですけれども、当時の弁護人がそれができたかという、なかなか見つかったんじゃないかなど。私は擁護する立場ではないんですけれども、そんなことも予想されます。

それと同時に、本当に事実がわかって、事実を突きつけていった場合、当時のやはりマスコミの報道からしますと、たった1人で、またたった2人で事実を法廷に突き出していきますと、相当なバッシングがあったとも予想されます。

そして、我々、死刑刑事弁護というのを日弁連研修でさせていただきましたけれども、基本的に弁護士は、こういうような重大事件、そして殺害事件になったときに、死刑になるかもしれない、無期になるかもしれない、そうしたときは、裁判官に嫌われてはいかん、裁判官の心象でなんとか無期をもらえないかという弁護をとる方も間々いらっしゃいます。今回、この事件がそういう形でされたかどうかはわかりませんが、当時の量刑基準からいって、無期になるということが、どんな弁護士もそう思っていたと思いますので、当時の先生たちはそういう形を選択されたんだろうというふうに私は想像している次第です。

*最高裁審理と弁論期日指定

【村上】 しかし、その後、最高裁に行きまして、検察官は上告趣意書を提出するんですけれども、延期を申し立て、そして裁判所はそれを認めて、それで延期、上告趣意書を受け入れ、そして上告趣意書を提出されてから、裁判所は大分時間をかけています。そして、12月6日（平成17年）に、旧弁護人に対して、つまり控訴審の段階の弁護人に対して、3月14日（平成18年）に弁論期日を指定してきました。これは一方的に指定してきました。通常、無期、無期と来て、死刑上告を検察官がするというのも、今までの死刑上告事件、そしてその前の永山則夫最高裁事件以来、それほど多くないんですね。それで、今回、検察官が死刑を上告してきたわけですが、それに対して弁論を開くというのは、最高裁の方針を変えるという意味があります。それで、これは大変だと思った旧弁護人のほうから、安田弁護士のほうに連絡があったわけですね。

*新たな弁護人による新たな事実発見

【村上】 それで、安田弁護士は、皆さんご存じのように、大変忙しい方です。すぐに「はい、そうですね」と受け入れるような状況ではありません。その安田弁護士が、彼とにかく会ってみないと何とも言えないということで、2月27日(平成18年)に初めて被告人と接見しております。そして、その被告人と接見したときに彼の言い分をつぶさに聞いていきますと、殺意はない、そして客観的な記録からも疑問があるなどを安田弁護士らは感じたわけです。それで、安田弁護士、足立修一弁護士(広島弁護士会)としたら、3月14日(平成18年)というのは、日弁連が死刑事件刑事弁護ライブということでリハーサルをすることが半年前から決まっておりました、実は、私はそのときの司会者であります。それで、一応責任者としてやらせていただいたんですけども、リハーサルの日に、私が司会、そしてそれぞれ死刑刑事弁護ライブ、裁判員裁判を実現しなくちゃいけませんので、各弁護士の人たちにみんな宿題を出して、14日の日にみんな役回りして、それで安田弁護士に解説してもらおうというようなことも当然予定しているわけですね。それで、衛生中継ですので、時間厳守でなければいけません。それで、非常に日弁連はこれにお金をかけてます。ですから、とにかくリハーサルで時間を決めて、そして何を言うかということも最終チェックをするということがまずあったわけです。

そしてまたもう一つは、安田弁護士たちは、事実を被告人から聞いて、全く今までの事実と違う、この事実が違うということを最高裁とにかく突きつけていかなければならない。しかし、時間がほとんどない。通常こういうときは、今までは、弁護人が変わったら、期日の延期が認められております。死刑刑事弁護、最高裁になってから弁護人が変わったということであれば、通常は裁判所も認めていただいております。しかし、3月14日(平成18年)は延期しないという回答が安田弁護士らにきたわけです。それで安田弁護士らは、3月14日に出席するかどうか、非常に悩まれたと思います。

*最高裁の弁論期日の欠席について

【村上】 しかし、ここで法廷に出ていきますと、当時の状況からしますと、被害者遺族の方は、テレビとの関係、で3月14日に最高裁に来る予定になっていたようです。そ

して、この3月14日に弁護人が出てしまうと、そこでもう直ちに結審で、そして当時は、破棄差戻か、それとも死刑自判かとも言われておりました。ですから、安田弁護士にしてみれば、会って疑問があって、そして法廷に出て行って、その後死刑になってしまう、これは弁護人としてむしろ懲戒に値するというふうに思っていたようです。ですから、安田弁護士としては、苦渋の策として、3月14日は欠席したということでもあります。これは、弁護人が死刑刑事弁護をする上での国際基準でもありませんけれども、あらゆることをしなければいけない。被告人の利益を守るためには、弁護人はあらゆる段階であらゆる弁護、有効な弁護、適切な弁護をしなくちゃいけないというようになっております。安田弁護士は今回、足立弁護士もそうですけれども、最高裁を欠席しました。これは究極の弁護だったというふうに私は考えております。

そして、もう一つ言えることは、欠席される前の日に、やはり自分は出席できないということを最高裁に連絡しております。テレビのバッシングでは、安田、足立が出席していない。被害者の方にしてみれば、相当頭に来たと思います。自分たちがわざわざ東京まで来るわけですから。でも、なぜ裁判所、検察庁はそれを知っていて、教えてあげないんですか。なぜ弁護ばかり、こんなに言われるんですか。やはり問題があるとすればそれは司法関係者全体の問題だと、僕は思います。

*光市事件最高裁判決について

【村上】 そういうようなことで、弁論、そして弁論補充書、弁論補充書1、2という形で安田弁護士らは事実に食い下がっていったわけですが、今回、最高裁は今までの基準を変えました。殺人の計画性がなくても、強姦目的があると。強姦目的は、やはり凶悪犯の典型なので、その目的が付随していれば、やはり殺人目的と同等とまでは言っていないが、同じ扱いをしようと思受けられます。そして、一審、二審では場当たりの殺人だと言われておりますけれども、最高裁は、「場当たりの」という言葉を使っちゃうと、自分たちの論理が維持できないので、強姦目的だったというのを強調しております。

しかし、今まで、強盗殺人は、強盗する場面で人を殺すということを、刑事政策的にあり得ることであるということで、強盗殺人という概念が認められておりました。強姦する場合は、人が死ぬということは刑事施策的に予定されていない。だから、法律もそういう形になっていますし、法解釈もそうなってきたと思われまます。今

回、強姦の目的をそれだけ強調することが果たして妥当なのかということ、我々は疑問に思っております。ただ、最高裁が言ったことですので、最高裁は、死刑を回避するのに特に判断する上で必要な事情を差戻審で審判の対象にしろと言いましたので、我々はとにかく事実だけを主張していくと。

* 差戻後の控訴審での審理

【村上】 それで、この中で事実を争ってはいけないというような見解もありますが、それは違うと思います。やはり、最高裁が死刑を回避する上で必要な事情を検討しなさいと言っている以上は、やはり永山最高裁判決が死刑の量刑因子とした犯行の動機、そしてまた、その犯行による態様、執拗性、残虐性等は、これはすべて死刑を回避する上で、または死刑を考える上で考えなければいけない犯状であります。でありますので、我々がやっていることは基本的に問題はないだろうと思っております。実際に、現在、控訴審ですけれども、控訴審では、やむを得ない場合でなければ証拠調べ請求はできないというようになっております。我々が今回法廷でやっているのは、被告人質問、そして犯罪心理鑑定尋問、そしてまた被告人質問、そして精神鑑定尋問、そしてその途中で法医学鑑定の尋問があって、すべて裁判所が証拠として採用してくれております。

ですから、世の中では荒唐無稽と言われておりますけれども、裁判の中では裁判所に採用していただいておりますので、差戻審(高裁)の刑訴法382条の2のやむを得ない事情で採用していただいたと。本来はこれを職権でみんな切っていけばいいわけですから、それをやっぱり切っていないというのは、我々の主張も裁判所は耳を傾けてくれているのかなということでもあります。

以上、私のほうからは、全部お話しできたかどうかわかりませんが、とりあえずここでお話を終わりにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(森下)】 では、中道弁護士のほうから何か補足があれば、質疑の時間も少しとりたいので、コメントあるいは補足をお願いします。

2 弁護団報告（中道武美弁護士）

【中道武美】 中道です。村上さんが全部事件の経過と内容を説明していただいたので、私のつけ加えることはないんですけども、もう一度41ページの図面（本記録56頁）を見てください。これをもう一回見ていただくというのは、いかにこの被告人少年の自白調書と死体検案というか死体が違うのかということをもう一度確認していただきたいと思っているんですが、一審、二審、それから自白調書の中では、少年は被害者の上に馬乗りになって、こうやってのど仏を親指が真っ白くなるまで押したと。これでも殺せないの、こう巻いてさらに殺したと、こういう調書で、そのように認定されています。ところが、41ページ（本記録56頁）のこの跡を見ていただきたいんですが、まず、村上さんもさっき話をされていたように、もし両手のど仏を親指が真っ白で本当に押したとすれば、その右手のほうの関係はこのBが仮に該当するとすれば、Bに該当するCの左手の親指部分というはないんですね。残ってない。これがまずおかしい。

それから次に、Cが順手で、左手で首を巻いたときの蒼白帯がここに残っているとすれば、なぜ上のほうが3.2センチで、下のほうが11センチなのか。これは比べてみたらわかるように、絶対小指のほうが短いですよ、下のほうが。こういう自白と客観的に違う死体検案があるというところから、これは何を意味するんだろうかということで鑑定していただいたら、やはり右手の逆手。そうしますと、蒼白帯の下の部分のほうが長くなります。で、上のほうが短い。しかも、このBに対応するC側の点も必要がないということで、やはり現在は、被告人がおっしゃってるようなストーリーがこの死体検案に合致するのではないかということがわかるんだろうと思います。

今、村上さんもおっしゃったように、我々は、最高裁判決、これは間違っていると思いますけれども、少なくとも、その中で十分控訴審でもう一度調べ直しなさいとおっしゃっている部分を、今、一生懸命立証しているところです。それは当然、犯行の対応というものは一つの量刑の基準ですから、その対応について自白調書は間違っているし、一審・二審判決も間違っている。死体検案からすれば、馬乗りになって、本当に殺す気で、両手で、まず親指で絞め、だめだったので両手で絞めたということはどうしてもここから出てこないということを今立証しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、この事件は、ただ単に事件じゃなくて、一つの社会現象になっているんだと思います。それは、いわゆる報道とかマスコミとか週刊誌、いろんな形で、弁護の外形的な方法論についての批判ではなくて、弁護の内容そのものについて批判が出てくるという点において、非常に特徴的だと思います。さらに、弁護をすることが翻って被害者を傷つけるという形で、被害者に対する冒涇だという形で弁護が位置づけられている。つまり、刑事弁護というものと被害者との関係についても、非常に特徴的な面があります。さらに、懲戒という関係で、それがただ単に刑事弁護ということじゃなくて、弁護士会の内部の懲戒権という形であらわれてきている。こういうような特徴的な事件であります。

したがって、我々がしているのは、今日の資料の中に書いてあるとおりなんですが、そのことを前提として、今私が申し上げた3つの点についてももう一度皆さんに考えていただきたいし、今日はお教えいただきたいなと思って出てきました。

以上です。

3 質疑・討論

【司会（森下）】 どうもありがとうございました。

それでは、まず議論を整理するために、今の事件の関係だとか、そういうことでご質問があれば、まずそれを承って、もしご質問がないようであれば、続いて意見をというふうに考えておりますが、まずご質問について、何かこの際お尋ねをしておきたいというような方はいらっしゃいませんか。

*逆手・片手で死に至るか

【A】 49期のAです。逆手についてなんですけれども、要は、逆手、片手で最初は口をふさいでそのままずれたということなんですけど、そうすると、死という結果は出ているわけですよ。どれぐらいの力で、要はそんな軽い力でもって死という結果が導かれるのか、片手で押さえたということになれば、相当な力が加わっているとは思いますが、そのあたりの検証はどうなっているのでしょうか。

【村上】 その程度についての検証について、数値的なものはなかなか出せないですね。ただ、先ほど虐待されていたという話をさせていただきましたけれども、虐待された経験のある人は、人に反撃を加えるときに、なかなか自分を抑制できない。その虐待体験によって、口を押さえ、首に手を回していくんですけども、その程度が、彼は殺すつもりじゃなくて、一生懸命押さええているんですけども、その彼の行動が、我々だったらとめられる、そしてある程度の子供だったらとめられるんだけど、彼の場合は、その虐待体験によって非常に抑圧的行動が強力になっているというような鑑定が出ております。

当然、今先生がおっしゃったような、今回、死ぬか死なないか、実際我々は、それで死んで——先ほどの蒼白帯の話もそうなんですけれども、皆さん、手をこうやっていただきますと白くなりますけれども、これをこう取りますと、私は生きてますので、すぐにもとに戻るんですね。それで、今回、死体には先ほどあった蒼白帯が4つありまして、その蒼白帯の手で押さえ込んで窒息死したということについては、争いがありません。ですから、先生がおっしゃったことに、今質問に答えたかどうかちょっとわかりませんが、実際彼は相当な力を加えただろうということは、私たちが前提にしております。

【中道】 もっと具体的にいえば、それで殺せるのかというふうに突き詰めるんですかね。

【A】 そうですね。だから、片手でそのまま……

【中道】 その点については、我々は死ぬまで実験できないですが、かなり実験の結果では苦しい結果が出てますし、法医の鑑定の先生も、それは十分可能であるという、検察官の質問については答えています。

【村上】 あっ、そう、検察官からそういう質問をされました、確かに。そうですわ。

【中道】 だから、あなたのおっしゃるような検察官からの尋問がありましてね。

【A】 それについては、弁護団のほうとしては、具体的には検証はそこまできっちりしていないということなんですか。

【村上】 検証ですけども、それを実験でやるとしますと……。

死まではできないんで……。

【中道】 まさにそうなんです。その直前まではやっています。

* 21人の弁護士はすべて実働である

【村上】 ええ、やってます。あと、僕、どうしても言いたいことを言い忘れましたので、ちょっといいでしょうかね。

21人の弁護士が何で集まったかということについて、愛知県弁護士会の、ここにもいらっしゃる刑事弁護人の方たちからしてみますと、そんなの3人でもできるじゃないかと。普通はそれを3人か4人ぐらいでやるんだよとよく言われます。おい、村上、何でそんな21人も集まるんだと。逆に言うと、21人が集まることによって、その被害者の方が非常にかわいそうだと、それでまた、テレビに並んで出てまでそういうことをするのは圧力になる、それはちょっと考えたほうがいいぞということ言われました。

まず、このQ & Aの中で書かせていただいておりますけれども、先ほどもお話ししましたように、最高裁が死刑を選択する上で、情状だけやれという形で差戻審が来たものですから、今後、裁判所は形式ばかりの簡単な審理で終わるんじゃないかという危険を、当時我々は感じておりました。それと同時に、差戻審は、2年、3年はへっちゃらです、普通は。しかし、今のこの世の中の情勢を見ますと、時間延ばし、そしてとにかく弁護士の時間延ばしということで批判されたくないというのが我々にはありました。そしてもう一つは、やっぱり事実を本当に裁判所に見ていただきたい。それで、事実を見ていただくためには、鑑定を作成していかなければならない。それで5月ということですので、もう半年もありませんでした。それで、教授に一生懸命声をかけて、何とか間に合わせていただいたということでもあります。

ですから、この21人の弁護士は、みんな実働部隊でして、確かに、今までのようなある程度時間的余裕があればいいんですけれども、ない状況で、そしてまた、当時、安田、足立に対するバッシングを知っていた我々としましては、足立、安田だけをテレビに出すことはやっぱり気が引けましたので、私も — それほど私は信念が強いほうじゃありませんので、私はそういう気持ちでテレビに出させていただいて、その結果、どこかのテレビ局でライトアップにされて、そのライトアップされた僕が、まるで犯罪人のような感じで大分言われたみたいで、うちの息子が「あれ、パパって弁護士じゃないの?」とか言っていたときには、何て答えていいかわからなかったですけれども、そのようなことがあったですね。

すいません、余分なことを言って。

*光市事件についての検察庁の考え方とストーリー形成

【B】 大阪弁護士会のBでございます。村上先生、中道先生、本日は大変ありがとうございます。
ございます。

私はこの3月まで検察官をやっておりましたので、そういった観点からの感想も含めてちょっとご質問をさせていただきたいと思います。

まず、私自身はこの事件の捜査、公判には全く携わっておりませんので、あくまで一般的なことでございますけれども、この当時の検察庁の考えと伺いますか、雰囲気と伺いますか、事件発生当時のものは、ここ10年、大変凶悪犯罪の量刑は上がってまいりました。ただ、この当時は、まだそれが緒についたばかりでございまして、特に検察官控訴で死刑を求刑している者が無期懲役になって、最高裁に上告しているというものが複数あったはずでございます。そのため、この事件については、発生当初から社会的反響が大きかったので、検察庁としては、恐らくこれは死刑にしなければいけないというような思想がかなり働いたように思います。そういった観点から、特捜事件なんかでは顕著かもしれないんですけども、一定のストーリーをつくり上げて、供述をそれに当てはめていくというような作業がなされた可能性もあるのではないかとこのように感想を抱いている次第でございます。

それで、取り調べの過程におきまして、警察にしても検察官にしても、その強圧的なもの、誘導的なものというのはかなりあったというようなことを、彼はかなり具体的に説明できているのでしょうか、その辺はどうなのかということをお聞きしたいと思っております。

*少年の自白調書にみられるストーリー性

【村上】 供述の変遷ですね。彼が自白調書で述べられていることは、例えば彼が合理的に説明できているかどうかということをお聞きしたいと思いますけれども、それは次回公判で、供述の変遷等をめぐって被告人から話をさせていただくということになっております。

それで、彼の自白調書を見ますと、今先生がおっしゃったように、ある程度検察官がつくったストーリーだなというのが、読んでみるとわかります。例えば、「エッチ」という言葉を一生懸命引き出してあります。それで、「エッチ」という言葉を引

き出しておきながら、だんだんそれが「レイプ」になっていく。それで、「レイプ」と「エッチ」の違いを本人はわかっているのかなという状況なんか、だから、それが強姦目的につながっていています。

それであと、非常に彼は迎合する人間なので、お巡りさんに優しくされると、このお巡りさんは自分のためによく思ってくれる人だということで、それに迎合してお話ししていくと。そして、この刑事裁判がどういう形になるのか、調書がどういう形になるのかというのはあんまり理解しておりませんでした。

それで、例えば検事がこういうことを言っているんですね。彼が、自殺したいと言っているんですね。大体、死刑事件で重大な結果になってしまった場合は、やってしまった場合は、世間からの批判もすごいですし、もう自分が生きていてもしょうがないと思いますので、自殺したい、生きることに對して執着心がないというようなことが間々あります。そうした場合、彼も同じような形で、自分は自殺したいというふうに検事に言っております。そしたら、検事はこういうことをおっしゃってます。「一生、生きて償え」、そして「一生、おまえは生きて償わなければならない」、これはみんな調書に載ってます。それで、彼は、一生償って、とにかく自分は無期になるというようなことを検事にすごく説得されます。その後、検事のつくり上げた物語に乗っかっております。

ですから、我々にしてみると、検事は、「一生償え」と言っておきながら、裁判では死刑、死刑と言ってるわけですよ。だから、これはもうだまし討ちじゃないかというふうに、今我々はちょっと思っているわけですがけれども、彼自身に親心を示している感じなんですね。人生とはどういうものか。おまえのために、こういうふうに考えなくちゃいけないんだという形で検事がお話しされていて、そして彼はそれに乗っかっていっているという感じがしております。

本当に自白は、自白もそうですし、もちろん一審、二審で争ってませんので、公判廷で自分の犯行については20分ぐらいしかしゃべっておりませんので、公判廷では別に、またそこで変遷している部分もありますけれども、あと、やはり認否のところ争っていないという部分を裁判所はどういうふうに考えるのかというようなことも、ちょっと気になっている部分です。つまり、自白の変遷、信用性について、それを我々は今回、更新意見書で大分、未成年者に見合った状態を考慮しながら取り調べがなされていない、それについて具体的に今回書かせていただいておりますけれども、それと同時に、やっぱり一審、二審で認否のところの部分がかちょっと気になって

いるということでありまして、今回事実がこれだけ出てきますと、裁判所も事実は見ざるを得ないんじゃないかというふうに、正直言って思っております。

それで答えになりましたでしょうか。それで、検察官がつくったストーリーですか。

【B】 いや、ありがとうございます。

ちょっとだけ感想をつけ加えさせていただきたいと思います。

本日お話を伺いまして、法医の鑑定でございますとか、心理鑑定でございますとか、かなり深く洞察して刑事弁護をされていることがよくわかりましたので、非常に敬意を表します。

それから、私自身、これまで刑事司法に携わってきたものとして、今回の弁護団バッシングには非常に心を痛めております。こんなことで裁判員制度が導入されて、一体どうなるんだろうというふうに非常に思っております。弁護士会もそうかもしれませんが、やはり我々弁護士が、これからきちんと、検察の書いたストーリーというのは正しいとは限らない、ある凶悪事件が発生しても、それを深く洞察しなければいけないんだと、それが刑事弁護なんだということを、しっかりと世間にわかってもらうようにしなければいけないというふうな感想を抱いております。

以上でございます。

【司会(森下)】 意見も出始めましたし、余り時間も残されていませんので、あとはもう自由に、意見でも結構ですし、質問でも結構ですが、どなたかいらっしゃいませんか。

*家庭裁判所の記録はどうなっていたか

【C】 27期のCでございます。家庭裁判所の記録では、被告人はどのような供述をしていたのか、その一点だけお尋ねしたいと思います。

【司会(森下)】 もう一度、前のほうが聞き取れなかったもので……

【村上】 家庭裁判所ですか。

【C】 家庭裁判所の記録では、本人はどのような供述をしていたか、これをお尋ねしたいと思います。この一点だけです。

【村上】 家庭裁判所の記録で今裁判記録に載っているのは、鑑別結果記録とか社会記録の一部なんですけれども、そこで彼が答えていることは、今回、奇怪だと我々が大人